

令和5年5月

トラック運送事業を利用される  
荷主の皆様へ

(公社)全日本トラック協会  
国土交通省

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)遵守への  
ご協力をお願い

平素は、トラック運送事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック業界では、2024年4月からドライバーの時間外労働の上限規制年960時間が適用されることとなり、他産業と比較し労働時間の長い業界であるため、その対応に多くの運送事業者が苦慮しています。

さらに、ドライバーの脳・心臓疾患による労災支給決定件数が全業種において最も多いことから、ドライバーの拘束時間、休息期間や運転時間等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)も昨年改正され、2024年4月から適用されます。

つきましては、改正改善基準告示の内容など、荷主の皆様にご案内させていただきたい事項をリーフレットにまとめましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ドライバーの労働時間等の規制によって生じる様々な影響は、「物流の2024年問題」といわれており、何も対策が行われなかった場合には2024年度には営業用トラックの輸送能力の約14%(4億トン相当)が不足するとの試算もあります。

この「物流の2024年問題」に対応するためには、荷待ち時間の大幅な削減やドライバーによる手荷役作業の改善など労働環境の改善が不可欠であるとともに、荷主のニーズに応えるためにドライバーを確保するための原資となる「標準的な運賃」をはじめとした適正な運賃・料金の収受について、荷主の皆様のご理解とご協力が必要となります。

荷主の皆様におかれましては、トラックドライバーの労働環境改善及び待遇改善に向けて、より一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

- (公社)全日本トラック協会 企画部 TEL: 03-3354-1037 (直通)
- 国土交通省 自動車局 貨物課 TEL: 03-5253-8575 (直通)